

## 令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年4月8日（金） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 11名

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員  | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員  | 5. 川村 誠司 委員  | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員  | 8. 熊谷 弘和 委員  | 9. 時田 将 委員  |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 |             |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局長 小松崎 佳之  
事務局次長 小川 史江  
主査補 山田 亮

### 4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について          | 1件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について          | 1件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について                 | 2件 |
| 議案第4号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について       | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について    | 2件 |
| 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について    | 3件 |

### 5 開会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、

7 番、板橋 睦男委員、  
8 番、熊谷 弘和委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。  
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。  
    (「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。  
今回の現地調査班は 2 班です。  
山田班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

浅海 議長 10 番、山田芳裕班長

山田 班長 2 班の現地調査の報告をいたします。  
3 月 30 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、  
班員 4 名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員 2 名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件、  
農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件、農用地利用集積計画について 2 件、  
都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について 1 件の計 5 件です。  
2 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で 2 班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の 3 ページをご覧ください。  
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、でございます。  
本申請は、譲渡人は担い手の高齢化により農業経営の縮小を図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として、新たに使用貸借権を設定するものです。  
なお、申請地は現在、生産緑地追加指定の手続きを行っていることから、指定されるまでのつなぎとして 1 年間の貸借期間を設定するもので、生産緑地に指定され次第、本申請に基づく貸借を合意解約し、都市農地貸借法に基づく貸借に切り替える予定です。  
申請地は、畑 1 筆、面積 495 平方メートルです。

営農計画は、年間を通してダイコン、ニンジン、ネギ、カブの作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.8ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は5名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

浅海 議長 11番、石井正美委員

石井 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積495平方メートルの普通畑として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、申請地は、生産緑地の追加指定に伴う手続きを行っている農地であることから、生産緑地として都市計画決定されたのちに、改めて都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借手続きを行うよう伝えました。

次に、譲渡人に対し、所有するほかの農地について、今後もしっかり耕作するよう伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補  
浅海 議長  
山田主査補

議長

山田主査補

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積2,134平方メートルです。

転用計画は、賃貸借による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は運送業を営んでおり、市内の土地を貸借して車両置場として利用していましたが、土地所有者より土地の返却を求められたため、近隣で新たな土地を探していたところ、本申請地が見つかったことから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、農地と接する面に鋼板フェンスを設置することで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存の車両置場から近く、また事業所にも近接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長  
奥山 委員  
浅海 議長  
奥山 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

2番、奥山喜和子委員

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

3月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積2,134平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、進入口の切り下げ幅が狭くないか確認したところ、道路河川管理課と切り下げ幅の拡張について協議を行っているとの回答でした。

次に、侵入防止のフェンスなど設置しない計画であったことから、前面

道路が通学路であり自転車や徒歩による子供たちの往来が多く、事故などの可能性があることを考慮した計画とすることが望ましい旨を伝えたところ、ネットフェンスの設置について検討するとの回答でした。

次に、前面道路は大型車の通行が規制されていることについて確認したところ、転用許可が下りた後に、鎌ヶ谷警察署へ速やかに届け出るとの回答でした。

次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に転用事実確認証明願を提出し地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川整備課より、区域外へ雨水が直接流出しないようにすること、道路河川管理課より、前面道路への出入りや道路の管理などに関して協議依頼があったこと、学校教育課より、前面道路が通学路であることに関する協議依頼があったことを伝え、取りまとめた意見書を手渡しました。

以上のとおり、現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年3月23

日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、合計面積11,580平方メートルの農地に、新たに賃貸借による10年間の利用権を設定するものです。

権利の設定を受ける者は、千葉市の農業者が令和3年11月に設立した法人で、千葉市内にて代表者名義の約2.8ヘクタールの農地を耕作しています。また、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしており、権利を有する農地に遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

大野 委員

議長

浅海 議長

大野辰夫推進委員

大野 委員

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑3筆、合計面積11,580平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化

促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年3月23日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積5,391平方メートルの内、2,342平方メートルの農地の使用貸借権の更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑2筆、合計面積5,391平方メートルの内、2,342平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画につ

いて、でございます。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年3月24日付けで、都市農地の貸借に係る事業計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積740平方メートルの農地に、新たに使用貸借による3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、地域と調和し、全部を効率的に利用した営農を行うとともに、地域の特性に応じた作物を生産するものと認められることから、事業計画の認定要件は満たしているものと思われま

す。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

石井 委員

議長

浅海 議長

11番、石井正美委員

石井 委員

議案第4号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積740平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の都市農地の貸借に係る事業計画で、使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告いたします。

浅海 議長

事務局に報告をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につ



きましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の 8 ページから 9 ページまでをご覧ください。

報告第 2 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出について 2 件、報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 3 件の合計 5 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和 4 年鎌ヶ谷市農業委員会第 4 回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後 4 時 3 5 分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 4年 5月10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和

鎌ヶ谷市農業委員会委員 板橋 睦男